



目次	ページ
告示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正	(行政管理課) 1
○保安林の指定の予定	(治山林道課) 1
○一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請	(環境対策課) 1
○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	( ) 1
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課) 2
公告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程	3
◎高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	5

-----  
告 示  
-----

高知県告示第353号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)の表中「社団法人高知県サッカー協会」を削り、1の(2)中「主たる目的とする法人」を「主たる目的とする法人(スポーツの振興を主たる目的とする法人を除く。)」に改める。

高知県告示第354号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成29年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所

幡多郡黒潮町有井川字ナガレ田138のへ、1707、字アハジリ156のイ、156の2、156のハ、157

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ナガレ田1707・字アハジリ156のイ・156の2・156のハ・157（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第355号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
高岡郡樺原町榑原1500番地1  
寺元運送有限会社 代表取締役 寺元 勝則
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
高岡郡樺原町豊原6772番地ほか2筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類の種類  
安定型最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の種類  
廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類

- 5 申請年月日  
平成29年3月28日
- 6 縦覧場所  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課  
須崎市東古市町6-26 高知県須崎福祉保健所  
高岡郡樺原町榑原1444番地1 榑原町役場
- 7 縦覧の期間及び時間  
平成29年4月25日（火）から同年5月25日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 8 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 9 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに一般廃棄物処理施設の変更に係る事業の名称を記載すること。

高知県告示第356号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
高岡郡樺原町榑原1500番地1  
寺元運送有限会社 代表取締役 寺元 勝則
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
高岡郡樺原町豊原6772番地ほか2筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類  
廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
- 5 申請年月日

- 平成29年3月28日
- 6 縦覧場所  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課  
須崎市東古市町6-26 高知県須崎福祉保健所  
高岡郡梶原町梶原1444番地1 梶原町役場
- 7 縦覧の期間及び時間  
平成29年4月25日（火）から同年5月25日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 8 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 9 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに産業廃棄物処理施設の変更に係る事業の名称を記載すること。

高知県告示第357号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成29年4月19日に次のとおり認可した。

平成29年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2地先

(2) 漁業権の免許番号

内共第512号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第1項の表中「密着する」を「密着し、又は口でくわえる」に、

「

かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので3個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
-----	---

」

を

「

うなぎうえ	10個以内とすること。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。

」

に改め、同条第2項の表中「並びに同川支流的淵川の畑山ぜきからシマダぜき」を「、同川支流的淵川の小川口合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川の同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋」に、「アオギの淵からミヤノえん堤までの区域及びジャドウの淵並びに同川支流的淵川の畑川ぜきからシマダぜきまで及び牛鬼下流標識から城の平橋」を「鏡川支流吉原川のアオギの淵からミヤノえん堤までの区域、ジャドウの淵及び牛鬼下流標識から城の平橋までの区域、同川支流的淵川の小川口合流点標識から同川と同川支流梅ノ木川との合流点までの区域並びに同川の同川と鏡川支流吉原川支流的淵川との合流点から去坂橋」に、「8月1日から11月30日まで」を「9月1日から11月30日まで」に改め、同条第3項の表中「上流5メートル」を「上流15メートル」に改め、同条第4項の表中「12月1日から同月31日まで」を「10月1日から12月31日まで」に改める。

第6条第1項中「漁場監視員」を「指導員」に改め、同条第3項中「7,000円」を「7,000円（80歳以上の者にあつては、4000円）」に改め、同条第7項中「500円」を「1,000円」に改める。

第7条第4項及び第8条第2項中「漁場監視員」を「指導員」に改める。

第9条の見出しを「（指導員）」に改め、同条第1項中「漁場監視員」を「指導員」に改め、同条第2項中「漁場監視員は、漁場監視員証」を「指導員は、指導員証」に、「漁場監視員である」を「指導員である」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年5月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年4月25日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年1月25日 28高都計第724号	南国市国分字東野中 1127番1	室戸市室津2430番地1 四国銀行室戸社宅16号 高村 英治
平成29年2月21日 28高都計第725号	南国市岡豊町笠ノ川 字細田126番10の一部	高知市一宮しなね二丁目26番38号 エステート一宮202 大野 勝視、大野 史佳

公営企業局管理規程

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月25日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業保安規程（昭和61年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

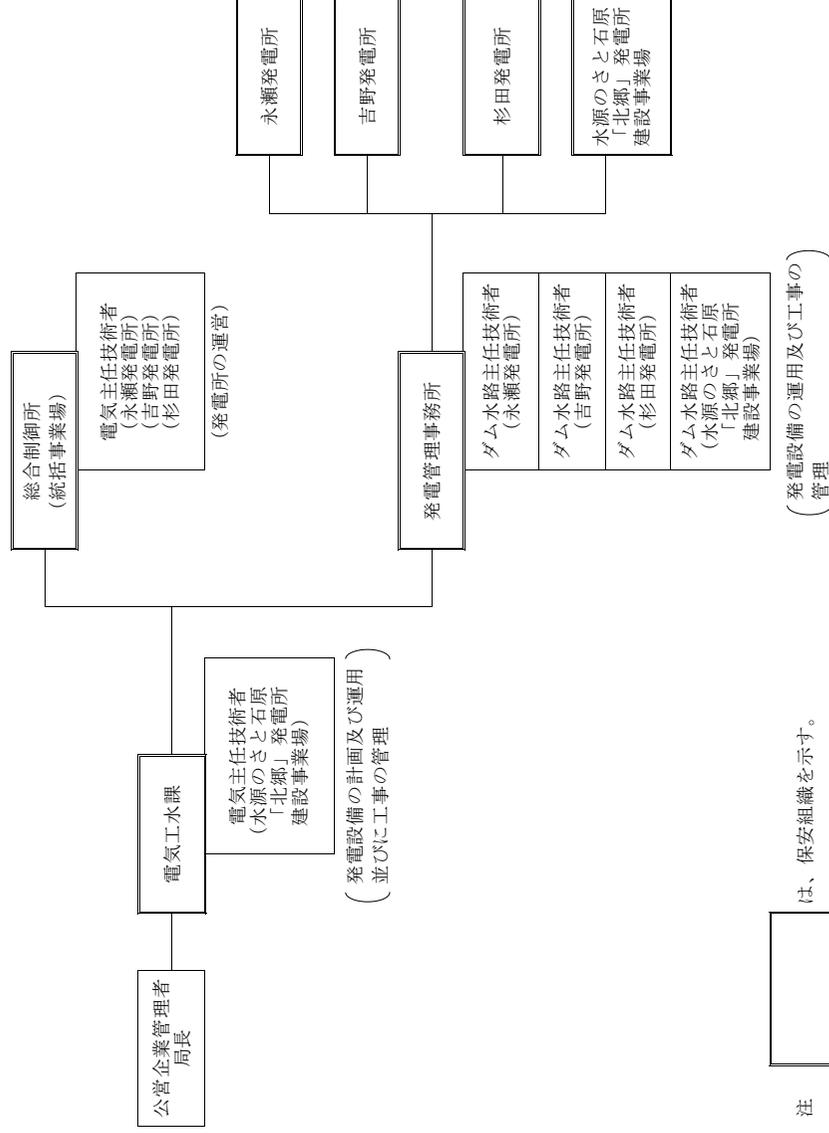
第2条第1項中「用に供する全ての電気工作物（風力発電設備に係るものを除く。）」を「電気工作物（水力発電設備に係るものに限る。）」に改める。

第5条第2項の表中「本局（）」を「本局又は事業所（）」に、「又は課長補佐若しくはこれに」を「若しくは課長補佐若しくは事業所の所長若しくは次長又はこれらに」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条、第5条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注  
は、保安組織を示す。

**附 則**

この規程は、平成29年4月25日から施行する。

高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月25日

高知県公営企業局長 井奥 和男

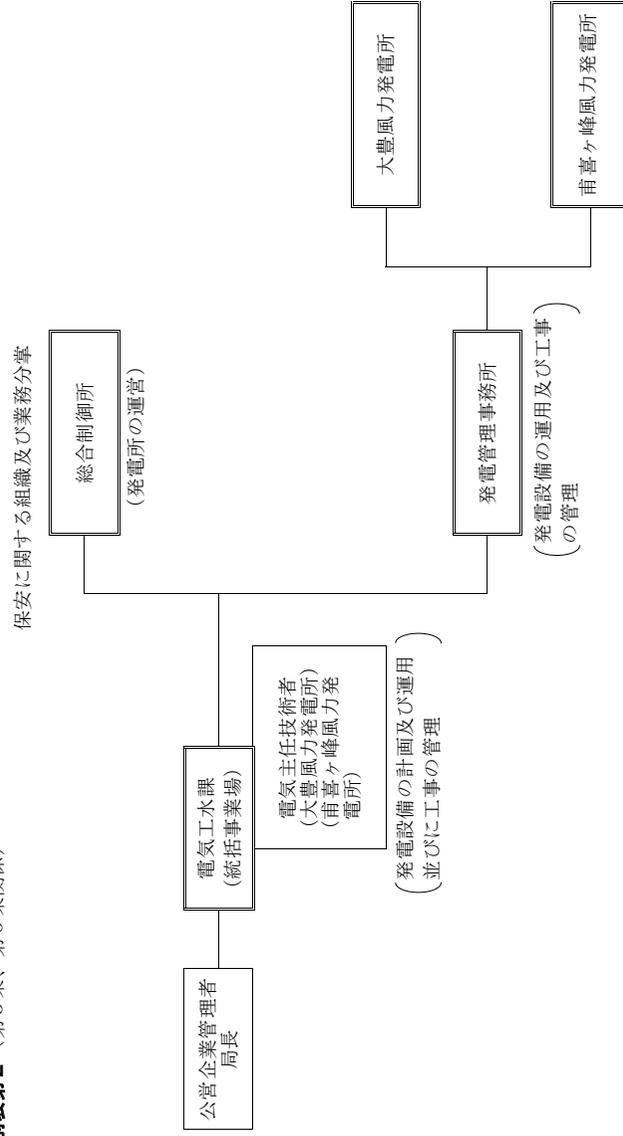
**高知県公営企業局管理規程第10号**

**高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局風力発電設備保安規程（平成7年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

**別表第2**（第5条、第6条関係）



注  は、保安組織を示す。

**附 則**

この規程は、平成29年4月25日から施行する。

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第5号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成29年4月25日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
 雑踏警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
 (1) 検定の実施日及び開始時間  
 平成29年7月27日（木）午前9時  
 (2) 検定の実施場所  
 高知市春野町芳原2485番地  
 高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
 30人
- 4 受検資格者  
 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの  
 (1) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの  
 (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、雑踏警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者
- 5 検定の方法  
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。  
 (1) 学科試験  
 ア 警備業務に関する基本的な事項  
 イ 法令に関すること。  
 ウ 雑踏の整理に関すること。  
 エ 雑踏警備業務の管理に関すること。  
 オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
 (2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

- (1) 検定の申請の受付期間  
 平成29年6月12日（月）から同月16日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

- (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面
- (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す

ること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
- エ 雨着（雨天時に使用する。）
- オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係